

## ⑤ 近親者からの虐待・暴力における保護と支援

報告者:片桐 由喜(小樽商科大学)

### 1. はじめに一検討の対象と視点一

#### (1) 報告の対象

本報告は、第IV報告で検討された一時保護ないしは緊急保護の後の段階、すなわち、虐待の事実が明らかとなった後の被虐待者に対する日常的・恒常的な保護を検討の対象とする。併せて、虐待の再発防止を目的とする虐待行為者に対する司法・行政の対応も検討対象とする。

わが国および比較法対象国の調査・研究結果から、いずれの国においても児童虐待および配偶者間での家庭内暴力(以下、DV)に関する立法・それに基づく施策が早くに着手され、一定の成果が蓄積されている。

これに対して、障がい者虐待関連の法制は、どの国においても十分には整備されていない。障がい者に対する人権侵害として各国で問題とされていることは、本報告のテーマである近親者、あるいは今回は検討対象としなかった施設従事者からの虐待・暴力よりは、主として教育や雇用における差別、移動の自由および居住場所の選択の制約、あるいは職場における搾取などである。そのため、本報告においては特に必要がある場合を除いて、近親者からの障がい者に対する虐待・暴力法制については言及しないこととする。

一方、高齢者虐待については、2006年に高齢者虐待防止法が施行されて以来、その社会的認知度が高まっており、相談・通報件数、同法適用件数は年々増加傾向にある。しかしながら、高齢者虐待について個別立法・規定を有する国は検討対象国のうち、日本、アメリカ合衆国、中国および韓国と少ない。したがって、比較法研究の視点からは、高齢者虐待法制の領域に関しても、特に言及すべき場合に限ることとする。

したがって、本報告ではDV被害者および被虐待児童に対する保護と支援を中心に論じ、かつ、DVに関しては、女性配偶者が被害者となる事例を主として想定する。そして必要に応じて、高齢者および障害者に対する保護と支援のあり方に言及することとする。

#### (2) 検討の視点

本報告では、比較法研究を通して、被虐待者の保護と支援のあり方を考えるところ、検討の視点は後述するとおり(3. 各国比較からみた保護と支援)、各国法制の保護支援の基本姿勢、原家庭に戻す施策と戻さない施策、それぞれの措置、および保護と支援の実施機関におく。このような視点をもって各国法制を比較・類型化し、その傾向や特徴を示すものである。なお、この検討に先立ち、わが国の現行制度を概観し、これについての認識を確認・共有することとする。

最後に、わが国の保護と支援のあり方に関し、将来的な立法ないしは制度構築として、いかなる方向性を選択・指向することが望ましいのかの検討を試みたい。

### 2. わが国の虐待・暴力法制における保護と支援

わが国の虐待・暴力法制は対象別に個別立法化され、それぞれの保護と支援の仕組みは一保護支援につながるルート、その態様等一は、各法に共通する部分もあれば、対象ごと、つまり被虐待者の特性に応じて異なる部分も少なくない。

その被虐待者の特性を以下の通り、指摘することができる(VI(本澤)報告 参照)。

- ・ 女性(DV): 自律的判断ができる被害者。虐待行為者と法的に対等・平等。
- ・ 児童: 自律的判断ができない被害者。虐待行為者に生活全般を依存。
- ・ 高齢者: 自律的判断能力の程度、虐待行為者への依存度が個々人で異なる。ただし、虐待行為者とは法的に対等・平等。

## (1) DV

- ・ DV法前文「ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。」
- ・ 国の基本方針(平成 21 年度～同 25 年度)・・・都道府県・市町村の基本計画

### 【DVにおける保護・支援の基本姿勢】

⇒早期発見・通報→ 一時保護 →【自立支援+暴力からの解放(保護命令の利用)】

-原家庭への復帰を想定しない-

#### ① 自立支援

##### 1)支援の種類

- ・ 就業支援／援護制度の活用(生活支援)／住宅確保／社会保険に関する適切な情報提供／子供の就学配慮／住民基本台帳の閲覧等制限／離婚等に必要な法律支援の情報提供、等

##### 2)支援の実施機関】

- ・ 自治体(配偶者暴力支援センター、福祉事務所、等)
- ・ 民間団体・・・厚生労働大臣が定める基準を満たす者(民間シェルター、等)

・・・それ以外

民間団体への財政支援) DV法 26 条「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。」

上記支援は平成 13 年以降、地方交付税における特別財源需要として特別交付税の算定基準に計上。

#### ② 保護命令

##### 1)保護命令の手続き

被害者からの申立

##### 2)保護命令の種類

被害者、その子または親族等への接近禁止命令／退去命令／電話等禁止命令

##### 3)保護命令発令機関

地方裁判所 ←警察、配偶者暴力支援センターの協力

## (2) 児童虐待

児童虐待防止法第4条「国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、……」

### 【児童虐待における保護・支援の基本姿勢】

⇒【家族関係修復・原家庭復帰】

#### ① 家族関係修復・原家庭復帰を目的とした規定・措置

- ・ 児童虐待防止法 11 条 児童虐待を行った保護者に対する指導等
- ・ 児童福祉法 27 条 1 項 1 号、2 号

#### ② 原家庭復帰が困難な場合の措置

- ・ 児童福祉法 27 条 1 項 3 号
- ・ 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託
- ・ 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること

#### ③ 保護支援の実施機関

児童相談所(+要保護児童対策地域協議会(児童福祉法 25 条の 2、平成 16 年改正により新設)+関係機関との連携(虐待防止法 4 条))

## 《参考》高齢者虐待

高齢者虐待防止法1条「・・・高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

### 【高齢者虐待における保護・支援の基本姿勢】

⇒被虐待高齢者と虐待養護者、双方を支援対象と位置づけ

→高齢者の一時保護、養護者への支援・相談・指導・を通して家族関係修復

#### (1) 高齢者への保護・支援

居室の確保 同法 10 条の 4、11 条、  
成年後見制度利用開始に関する審判請求 32 条

#### (2) 養護者への支援

同法 14 条「市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。  
市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする」

#### (3) 保護支援の実施機関

地域包括支援センター+関係機関との連携(同法 16 条)

### 3. 比較法対象国の保護と支援

以下は各国担当者の調査・分析結果を元に、1. 保護と支援の基本姿勢、2. 被虐待者を原家庭から分離しない、あるいは一時分離後、再び原家庭へ戻す場合、および 3. 被虐待者を原家庭から分離して行う場合のそれぞれの保護と支援につき、検討する。

なお、個別国家ごとの詳細な内容は、各国報告書および比較表を参考されたい。

#### (1) 保護と支援の基本姿勢

- ・ DV 自立支援+暴力からの解放・原家庭への復帰については消極的-
- ・ 児童虐待 家族関係修復・原家庭復帰  
親権尊重・公権力行使抑止的(ドイツ)

##### 【比較検討】

- ・ 共通点 各国のDVおよび児童虐待防止法制の基本姿勢
- ・ 相違点 被虐待児童が原家庭に戻る、戻らないは、各国毎に異なる、  
加害家族に対する更生プログラムが法定されている、  
児童虐待事例における司法の関与、等。

#### (2) 原家庭から非分離・原家庭への復帰における保護と支援

##### ① DV

加害配偶者の暴力・虐待の再発防止・抑止を目的とする施策＝同人に対する更生・教育、カウンセリングの各プログラムの実施

##### 1)プログラム履修が法定義務

- ・ 刑事事件として立件された案件の加害配偶者につき、加害者更生プログラム実施(スウェーデン)
- ・ 裁判所から刑事処分に代えて更生プログラム受講命令(ドイツ、イギリス、韓国)

##### 2)プログラム履修が努力義務

- ・ フィンランド、

※日本 規定なし。参考)DV法 25条「加害者の更生のための指導の方法・・・に関する調査研究の推進」

##### ② 児童虐待

※親の暴力・虐待の再発防止・抑止を目的とする施策

- ・ 虐待する親に対するケアに力点(アメリカ)
- ・ 虐待する親に対する法定更生・指導プログラム(フィンランド)
- ・ 個別的な相談体制 コンタクトパーソン／ファミリー(スウェーデン)、サポートパーソン・ファミリー(フィンランド)
- ・ 親子分離を回避するための集中的緊急的支援(アメリカ)



図表 1 各国の施設型・非施設型措置先の状況

国	状況
ドイツ	里親(ドイツでは長期養育人)と施設が半々
スウェーデン	親子分離の場合は、ほとんどが里親
フィンランド	受入れ家庭不足から、施設入所措置が圧倒的多数
日本	平成 20 年度児童相談所相談処理のうち、施設入所措置は 1 割(平成 10 年度は 2 割)。その背景には要保護児童数に比して施設数不足、精神的虐待、ネグレクトの割合増加により親子分離の必要性よりは、保護者に対する指導に重点等が指摘

#### 4. まとめにかえて—日本法の課題と比較法研究からの示唆—

##### (1) 加害者更生プログラムの整備と義務化

原家庭にとどまる／とどまらざるを得ない／とどまりたいDV被害者

家族の再統合をめざす児童虐待事例

←加害行為者の暴力・虐待の停止、再発防止

←加害行為者に対する更生・教育

日本の現状・・・地方自治体、民間団体による任意・試行的実施

各国の実施例を参考に加害者更生プログラムを法定化

参考1) 高齢者虐待防止法が養護者を被虐待高齢者と同じレベルで支援対象

参考2) 保護命令に更生プログラム受講命令付加

##### (2) <児童虐待>手続きへの司法関与に関する考察

###### ① 諸外国における児童虐待に対する司法の積極的関与

メリット 強制力を背景に実効性のある保護と支援の実施

行政機関(日本の場合は児童相談所)と保護者の関係を敵対型から問題解決共同体型へ

###### ② 日本における実行可能性

裁判所、判事・検事の供給体制

司法における児童福祉行政への対応能力

参考)児童虐待防止法 2004 年、2007 年改正 司法関与の見直し

###### ③ 日本型児童虐待・保護と支援のあり方

児童相談所の量的質的拡充・・・民間機関の活用

権限行使の活性化

## ■参考文献

- 1 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室『平成 20 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』(2009年11月20日)。
- 2 内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』(2009年3月)
- 3 同『配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査』(2007年4月)
- 4 桐野由美子編著『子供の虐待防止とNGO 国際比較調査研究』(明石書店、2005年)
- 5 相原真人「アメリカおよびイギリスとの比較に見るわが国児童虐待対応システムの課題」『静岡福祉大学紀要』(2009年)5号76～89頁。
- 6 水野紀子「児童虐待への法的対応と親権制限のあり方」『季刊 社会保障研究』45巻4号361～372頁。